

経 済 産 業 省

20191206保局第1号

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年12月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日 20180323 保局第4号 平成30年 3月30日 20181105 保局第1号 平成30年11月14日 20181210 保局第1号 平成30年12月27日 20181225 保局第2号 平成31年 1月11日 20190308 保局第1号 平成31年 3月15日 20190325 保局第1号 平成31年 3月29日 20190418 保局第1号 平成31年 4月22日 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 20191021 保局第1号 令和 元年11月12日 <u>20191206 保局第1号 令和 元年12月20日</u>	制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日 20180323 保局第4号 平成30年 3月30日 20181105 保局第1号 平成30年11月14日 20181210 保局第1号 平成30年12月27日 20181225 保局第2号 平成31年 1月11日 20190308 保局第1号 平成31年 3月15日 20190325 保局第1号 平成31年 3月29日 20190418 保局第1号 平成31年 4月22日 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 20191021 保局第1号 令和 元年11月12日
<p>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</p> <p>第11条関係</p> <p><u>第1項第5号ただし書中「貯蔵設備の貯蔵能力」は、第2条関係の「第1項第9号中貯蔵設備の貯蔵能力について」の解釈と同様であり、当該製造施設の貯蔵設備の貯蔵能力で判断するものである。</u></p> <p><u>なお、事業所内に容器又は容器以外の貯蔵設備が2以上ある場合において、法第16条の解釈に基づき合算した高圧ガスの容積が300立方メートル以上となる場合には、法第16条又は第17条の2の貯蔵所の適用を受け、結果として第7条の3第2項第4号の基準の適合が必要となるので留意すること。</u></p>	<p>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</p> <p>第11条関係</p> <p><u>本条は、第二種製造者のうち1日に製造をするガスの容積が30立方メートル以上の者における法第12条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準が、第一種製造者と同様の基準であることを示しているものである。</u></p>